

令和5年4月農業委員会総会議事録

令和5年4月24日午後2時00分、令和5年4月農業委員会総会を弘前パークホテル4階「ラ・メエラ」に招集する。

出席委員 25名

1番	金田 公隆	委員	2番	藤田 善明	委員	3番	岩谷 裕子	委員
4番	佐藤 修司	委員	5番	川村 陽彦	委員	6番	須藤 秀人	委員
7番	種澤 達也	委員	8番	町田 高司	委員	10番	三上 浩太	委員
11番	小林 政貴	委員	12番	小田桐 明	委員	13番	石岡 人志	委員
14番	福士 章逸	委員	15番	小嶋 勇成	委員	16番	木村 芳文	委員
17番	平井 秀樹	委員	18番	成田 繁則	委員	19番	佐藤 剛郎	委員
20番	大湯 茂八郎	委員	21番	戸澤 幸彦	委員	22番	高橋 貴志	委員
23番	田村 真裕美	委員	24番	成田 肇	委員	25番	堀森 弘義	委員
26番	前田 優考	委員						

欠席委員 1名

9番 石岡 千鶴子 委員

出席事務局 8名

事務局次長	佐藤 祝幸	事務局次長補佐	伊藤 靖記
事務局主幹兼総務係長	高木 一誠	事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田 智恵子
事務局農地調整係長	曾根 奈美子	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏	事務局主事	大浦 空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第22号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

議案第24号 農用地利用集積計画策定の要請について

議案第25号 特定農地貸付けに係る承認について

報告第13号 農地法第3条の許可取消について

報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第15号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について

報告第16号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

[開始時刻 14 時 00 分]

事務局次長

ただいまから令和 5 年 4 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 9 番石岡千鶴子委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。23 番田村眞裕美委員、24 番成田毅委員、25 番斎森弘義委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 22 号を議題といたします。議案第 22 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 22 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 5,474 m²、畑 15 件 37,697 m²、合計 16 件 43,171 m² であります。また、使用収益権関係では、田 27 件 154,835.55 m²、畑 23 件 108,638 m²、合計 50 件 263,473.55 m² であります。なお、4 月 1 日に農地法が改正されていますが、審議のため、議案、個別表に記載されている農地法第 3 条第 2 項関係につきましては、今回審議する内容が 3 月 27 日までに受理した申請であることから、改正前の農地法の要件を適用するものであります。その内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 4 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、小嶋勇成委員、平井秀樹委員、佐藤剛郎委員それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 2 件についての事情聴取を行いました。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 12 番について申し上げます。譲受人は、一年前に弘前に移住し、知人の農家のものと農作業に関わっておりましたが、今後は独立して農業に携わりたいということから、知人の協力を受け、本申請に及んだと申し述べておりました。今後も知人の指導の下、同様にしてりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。22 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 38 番について申し上げます。借受人である法人の代表は、以前より、りんごの栽培をしておりましたが、今後は法人化により規模を拡大していきたいことから、本申請に及んだと申し述べておりました。また、将来的に、りんご農家を目指す人の研修を受け入れ、一連の作業、販売の指導もしていきたいとのことでした。営農する代表及び従業員は農業経験が豊富であり、農機具等も備わっているため、技術力等、特に問題は

調査委員長	ないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
戸澤幸彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(戸澤幸彦委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に16ページ、使用収益権関係、受付番号22番、24ページ、42番、25ページ、43番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	使用収益権関係、受付番号22番、42番及び43番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第22号のうち、使用収益権関係、受付番号22番、42番及び43番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。
	(戸澤幸彦委員着席)
議 長	それでは、使用収益権関係、受付番号22番、42番及び43番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	使用収益権関係、受付番号22番、42番及び43番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第22号のうち、使用収益権関係、受付番号22番、42番及び43番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第23号を議題といたします。議案第23号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	29ページをお開き願います。議案第23号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件12,960m ² 、畠9件54,295m ² 、合計13件67,255m ² であります。また、使用収益権関係では、田1件3,506m ² 、農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につき

事務局次長 ましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長 本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。33 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 9 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。35 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 1 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。また、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えされました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、議案第 23 号についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長 議案第 23 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないと認め、議案第 23 号は、委員会報告のとおり決定いたします。
次に、議案第 24 号を議題といたします。議案第 24 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 37 ページをお開き願います。議案第 24 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 13,383 m²、畠 9 件 51,670 m²、合計 15 件 65,053 m²であります。また、使用収益権関係が、畠 1 件 4,495 m²であります。今回提出されました 16 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 15 件、貸借 1 件が整ったものであります。43 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 15 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上であります。

議　　長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議　　長	それでは、議案第 24 号についてご審議願います。ご質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	議案第 24 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	意義がないものと認め、議案第 24 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に、議案第 25 号を議題といたします。議案第 25 号は「特定農地貸付けの承認について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	45 ページをお開き願います。議案第 25 号は、「特定農地貸付けの承認について」であります。提案理由は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、承認申請のあった市民農園開設のための特定農地貸付けの承認について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件、3,548 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	申請地は、弘南鉄道津軽大沢駅の北東 750m に位置する畑です。市民農園の概要是、一区画が 50 m ² で 30 区画を整備し、他は通路として利用するもので、利用者への貸付期間は一年間です。調査会では、現地調査及び申請者から聞き取りを行いましたが、申請地の位置や規模、又、市民農園の貸付規程を設けて周辺農地に影響を及ぼさないよう運営・実施するなど、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項各号の承認要件を満たすことから、承認が妥当であると判断しました。
議　　長	それでは、議案第 25 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	議案第 25 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	異議ないと認め、議案第 25 号は特定農地貸付けの承認について異議がないものと決定いたします。
	次に、報告事項に入ります。報告第 13 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	47 ページをお開き願います。報告第 13 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 4,085 m ² であります。なお、取消理由につきましては、49 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。

事務局次長	以上であります。
議　　長	報告第 13 号について、御質問等ございませんか。 (な　し)
議　　長	次に、報告第 14 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	51 ページをお開き願います。報告第 14 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 9 件 89,211 m ² 、畑 18 件 215,199 m ² 合計 27 件 304,410 m ² であります。なお、届出理由につきましては、53 ページから 57 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 14 号について、御質問等ございませんか。 (な　し)
議　　長	次に、報告第 15 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	59 ページをお開き願います。報告第 15 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が畑 1 件 32.61 m ² であります。また、5 条関係では、畑 2 件 2,521 m ² であります。なお、届出理由につきましては、61 ページから 62 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 15 号について、御質問等ございませんか。 (な　し)
議　　長	次に、報告第 16 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	63 ページをお開き願います。報告第 16 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 9 件 50,223 m ² 、畑 5 件 25,713 m ² 、合計 14 件 75,936 m ² であります。なお、解約理由につきましては、65 ページから 66 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 16 号について、御質問等ございませんか。 (な　し)
議　　長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会時刻：14 時 30 分]